

出産時の分娩取扱施設までの交通費 待機のための宿泊費を助成します

阿賀町では、妊婦の経済的負担の軽減を図ることを目的に、出産の際の分娩取扱施設までの移動にかかる交通費と、出産までの間分娩取扱施設の近くで待機するために、宿泊施設に宿泊した場合の宿泊費の助成を行います。

対象となる方	①阿賀町に住所がある方で、分娩取扱施設（周産期医療センター含む）で出産する妊婦の方 ②①の方と同じ宿泊施設に宿泊した同行者の方1名 ※同行者の方については、阿賀町での住所の有無にかかわらず対象となります。
助 成 内 容	①交通費 妊婦の住所地（又は里帰り先）から分娩取扱施設までの交通費（往復分） ②宿泊費（1泊あたり上限1万円） 妊婦（同行者1名含む）が出産までの間、宿泊施設に宿泊した場合の宿泊費で、1名につき最大5泊まで ※分娩取扱施設まで速やかに移動できる距離にある宿泊施設に宿泊した場合
助 成 の 方 法	一旦、請求された金額を支払った後、必要書類を提出してください。1カ月程度でご指定の口座へお振込みします。
申 請 の 方 法	町から助成金を支給しますので、次のものをそろえて役場本庁または各支所で手続きをお願いします。 ①助成金申請書（本庁・支所に備え付け） ②出産日及び分娩した施設が確認できる書類（母子健康手帳等） ③高速自動車国道等の有料道路を利用した場合は、利用日、利用区間、金額等が確認できる領収書等 ④タクシーを利用した場合は、利用日、利用者、利用料金が確認できる領収書等 ⑤宿泊の場合は、宿泊施設名、宿泊者、宿泊日、宿泊日数及び宿泊費が確認できる領収書等 ⑥通帳など、振込先の口座情報が確認できるもの ※出産した日の翌日から起算して6月以内に申請してください。

【お問合せ先】

こども・健康推進課 こども係
TEL（0254）92-5762

【申請場所】

阿賀町役場本庁または各支所